

豊陵会会則

昭和49年 4月 1日	施行
昭和54年 3月31日	一部改正
昭和63年 5月15日	一部改正
平成11年10月15日	一部改正
平成14年10月 5日	一部改正
平成18年 9月30日	一部改正
平成19年 3月 2日	一部改正

第1章 総 則

(本会の名称と本部)

- 第1条** 1. 本会は豊陵会と称し、本部を大阪府立豊中高等学校内に置きます。
2. 本部に事務局を置き、本会の事務を処理します。

(本会の目的)

- 第2条** 本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の発展を助けることを目的とします。

(本会の事業)

- 第3条** 本会は、その目的を達成するために次の事業を行ないます。
(1) 総会の開催
(2) 会報並びに名簿の発行
(3) その他の必要事項

第2章 会 員

(会員)

- 第4条** 1. 本会の会員は、次のとおりとします。
(1) 大阪府立豊中中学校卒業生（四年終了生並びに併設中学校卒業生を含む）
(2) 大阪府立豊中高等学校卒業生
(3) 母校の教職員及び旧教職員を特別会員とします。
2. 中途退学者は、本人の希望により、会員になることができます。

- 第5条** 会員は、会費を納入し、身上に異動がある時は、すみやかに本部に連絡します。

第3章 役 員

(役員の数と任期)

- 第6条** 本会に次の役員を置き、その任期は選出された後、次の会計年度開始日よりの2年間とします。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 財務幹事 2名
- (4) 幹 事 50名以内
- (5) 評 議 員 各卒業期につき2名以上6名以内。
高校3期以後については、原則的に男女同数とします。
- (6) 会計監事 2名

(役員を選出方法)

第7条 会長は、評議員会で、会員の中から選出し、総会に報告します。

第8条 副会長は、幹事会で、会員の中から選出し、会長が委嘱します。

第9条 財務幹事・幹事並びに会計監事は、評議員会で会員の中から選出し、会長が委嘱します。

第10条 評議員の選出無き卒業期については、その期会員の中より幹事会で選出し会長が委嘱します。

(会長と副会長)

第11条 1. 会長は、会務を統括し、総会・評議員会並びに幹事会を招集し、その議長となります。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときはこれを代行します。

(財務幹事)

第12条 財務幹事は、本会の経理及び財務を担当します。

(幹事会)

第13条 1. 幹事会は、本会の会務を執行します。

2. 幹事会は、その運営に必要な規定を別に定めることができます。

(会計監事)

第14条 1. 会計監事は、本会の経理及び財務を監査します。

2. 会計監事は、幹事会及び評議員会に出席して意見を述べるすることができます。

(部会)

第14条の2 (1) 会長は本会の事業を行うために部会を設け、幹事の中から部会長を任命し、その任務に当たらせることができます。

(2) 部会の新設または任務が終了したとき、会長はすみやかに評議委員会にその旨を報告するものとします。

(顧問)

第15条 1. 本会に、顧問をおくことができます。

2. 顧問は、幹事会の承認を得て会長が委嘱します。

3. 母校学校長および本会の元会長は顧問に推薦します。

第4章 評議員会

(評議員会の開催)

第16条 評議員会は、毎年1回以上、または評議員の3分の2以上の要求があったときに、会長が招集します。

(評議員会の審議事項)

第17条 評議員会は、次の事項を審議します。

- (1) 事業計画および収支予算書
- (2) 事業報告書、収支決算書および財産目録
- (3) 会長、財務幹事、幹事及び会計監事の選出
- (4) 会則ならびに細則の制定、変更
- (5) その他重要事項

(評議員会の議決方法)

第18条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもってきめ、賛否同数のときは、議長が決めます。ただし、会則の変更は出席評議員の3分の2以上の賛成を必要とします。

第5章 総会

(総会の開催)

第19条 1. 定時総会は、毎年1回開催します。
2. 臨時総会は、評議員会で必要と認めるとき、開催します。

(会務報告)

第20条 定時総会には、会務の報告を必要とします。

第6章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は一般会費、賛助会費、協力金、寄付金その他の収入をもって、これに充当します。

第22条 一般会費は、年額3,000円とし、在学中に3年分を前納するものとします。なお、著しく情勢の変化のあった時には、学校・PTA・豊陵会で三者協議決定し、その金額を変更することができる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月末日をもって終了します。

第7章 支部

(支部の設置)

第 24 条 本会は、必要な地域または職域に支部を設けることができます。

第 25 条 1. 支部は、その規約ならびに会員名簿を本部に提出し、幹事会の承認を必要とします。
2. 支部が本部の補助金をうけたときは、本部の会計監査を受けなければなりません。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 26 条 (1) 事務局の長である事務局長は、会長が委嘱し、幹事会、評議員会に報告するものとします。
(2) 事務局長の任期は、2 年間とします。ただし、重任を妨げないものとします。
(3) 事務局長は、会長を補佐し、第 3 条の本会の事業の円滑な推進のための調整を行うものとします。
(4) 事務局は、事務局長の指示に従い、本会会務についての、母校及び支部との連絡・連携、会員名簿の訂正による会員の最新情報の把握、慶弔の連絡、幹事会・評議員会・総会の開催、議事録の作成とその保管、その他本会の事業の活動が円滑に行われるよう事務を行います。
(5) 一般会費、賛助会費、協力金、寄付金その他の収入については、事務局が取り扱います。

第 9 章 会員情報の取扱方針

(会員情報)

第 27 条 本会は会員の情報（氏名、住所、電話番号、E メールアドレス、進学先・勤務先、在校時の所属クラブなどの情報）（以下、「会員情報」という）の取得、利用、第三者提供、訂正・削除などに関し次のように取り扱います。

(1) 本会（会員情報の取り扱いを委託するときは、その受託者も含みます）は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の漏洩、滅失、毀損または不正アクセス等を防止するために必要な安全措置を講じ、会員情報を適切に管理します。そのため次の責任者をおきます。

- (イ) 個人情報保護管理責任者（筆頭副会長をもってこれにあてます）
- (ロ) 個人情報保護監査責任者（会計監事をもってこれにあてます）
- (ハ) 個人情報取扱作業責任者（事務局長をもってこれにあてます）

(2) 本会は、第 3 条に定める事業に利用するため、会員などから会員

情報を取得します。会員は本会に、その会員情報（氏名を除く。以下同じ）の一部または全部を与えないでおくことができます。また、本会が発行する会員名簿に会員情報の一部または全部を登載しないことを希望する場合は、文書などにより事務局に届け出ることができます。

- (3) 本会は、会長情報を会員名簿に登載し、会員名簿を会員に発行します。但し、会員が登載を希望しない会員情報については、登載しません。会員は、会員名簿に登載されている会員情報について、会員以外の第三者への漏洩なきよう守秘義務を負います。
- (4) 会員から、その本人の会員情報について開示、訂正、削除を求められた場合は、本会は速やかにこれに応じます。
- (5) 会員の同期会やクラブ会などの同窓会活動を行なうために必要があり、当該年度の評議員・幹事またはクラブ会責任者などから会員情報の請求があった場合は、本会はその提供に応じます。

部会についての細則

第 1 条 部会として、次の部会をおきます。

1. 総務部会
2. 会報部会
3. 豊陵資料室部会
4. IT 推進部会

第 2 条 部会長は、部会の活動を行なうため部会に属する会員を選ぶことができます。

第 3 条 部会長は、部会に属する会員の名簿を事務局に届けるものとします。

第 4 条 豊陵会は年度の初めに部会の活動に資するため必要な予算措置を講ずることができるものとします。

第 5 条 部会長は、部会の活動にあてるため予算を適切に支出し、管理するものとします。

第 6 条 部会長は、年度の終りに支出した経費の内容を事務局に届け出るものとします。